

「なぜ」を語れば済む」のでは……？

3月4日現在も問題の土地は山崎義勝氏の所有地です。ふるさと交流村計画とよく似た「農産物直売施設」のついた計画だったこともあり、2期目の出馬表明した山崎町長の教育長時代に作った問題への説明責任は避けて通れないのではないのでしょうか。

9日提出の要請書

【要約・抜粋・見出しは编者】

6日、議長は、尼子駅前整備事業にかかわる土地問題での質問を職権で打ち切り、金澤議員、宮寄議員の不規則発言(ヤジ)は、注意したのに、山崎町長の議事介入、議会干渉には「禁止」通告せず。本来なら、山崎町長の「要請」部分の発言は即刻禁止・排除しなければならなかったもの。行政長の介入・干渉は受けないとの原則が必要。

全国町村議会議長会編の「議員必携」(賛同できない部分もありますが)を引用し、そのどちらにも議会運営に関し発言できる権限は書かれていません。よって、次の事項を要請します。

記

1、6日、本会議における私の一般質問の答弁中に様々な理由をつけて議会の対応を求めた発言は、議会運営への介入・干渉であるとして排除すること。

2、かかる行為は禁止されていることを直近の本会議で明確に申し渡すこと。

「懲罰」で説明回避？

なお、尼子駅前土地問題についての私の質問の答弁中に、山崎町長が「事実でないことをでっち上げ、私の名誉を棄損する質問であり・・・甲良民報、雑誌部落問題、滋賀民報、宝島社の同和利権など、また河瀬駅での宣伝で甲良町のイメージを傷つけた(要旨)ことなどを理由に挙げ、議会に対し私への懲罰発動や議会広報での謝罪掲載など議会に「要請」すると受け取れる発言をされました。

6日の一般質問で、私はこれ以上の混乱を回避するため「尼子駅前土地問題」での質問打ち切りを受け入れましたが、「取り下げ」には同意できないことを申し伝えるものです。

理由は次の通りです。

町の玄関である尼子駅前広場と県の公園に隣接して町長である山崎義勝氏所有の土地が現に存在すること。しかも、改良事業の換地を利用し、従前は奥まった所にあつたものを県道脇に持つてこようとしたもので、当時の特別委員会の結果もふまえ、現在の位置に配置されたものです。

「確約書」の事実は消えず

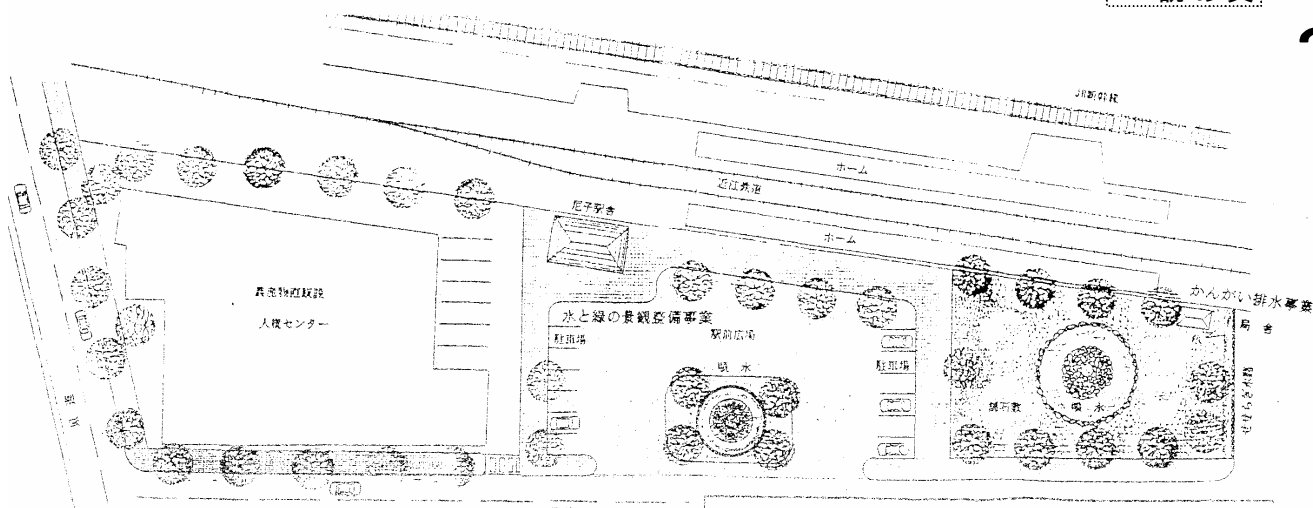
「疑惑はなかった」理由は「町有地にする」という確約書が監査請求前に破棄されたからであつて、有利な位置に換地したうえ、確約書によつて町有地として買い上げる約束事があつた疑いそのものが消えたわけではありません。

尼子駅前整備事業当時、および換地作業当時は教育長であり、「政策決定機関」の一人でした。

私の質問は懲罰の対象としている「プライバシーに触れる発言」などではありません。調査特別委員会の報告では「教育長に就任している今日まで名義を変更していないことで混乱を招いたことには責任を感じているが」とあり、解放同盟犬上郡協議会と密接にかかわつた土地であり「名義貸し」であることが読み取れます。よつて、単純な「個人所有の土地」でないことは明らかです。

調査結果とも食い違い

調査特別委員会の報告中「平成9年8月に解放同盟犬上郡協議会と売買契約が成立」とあり、私自身もすでに山崎義勝氏とは関係ないものになつていふと思つていたところ現在も山崎義勝氏の所有物となつていました。売買予約の記録も何もありません。「契約が成立」してから12年近くも経過しており大変不自然です。調査結果との食い違



1997年2月23日「甲良民報」より転載(地元説明資料より)

甲良郡取口地区水環境整備事業
10号分水工尼子駅前親水施設計画図
S-1-600

いは、公人である以上、説明責任を果たす義務を負うものです。政治的責任には「時効」はないと考えます。

この問題では、私が元永弁護士を代理人として監査請求を起こし、「直接かわり」しました。

正当な言論活動の侵害

以上、私の発言は「他人の私生活にわたる言論をした場合」でもなく、「デッチ上げた」ものでもなく、事実に基づく根拠ある「疑問」であり、地方自治法132条に定める「懲罰」に該当するものではありません。仮に「懲罰」が強行されるようになれば、まさに議員の正当な言論活動・質問権の侵害となることは明らかです。

山崎町長が真実の経過について説明責任を果たせば済むことだと考えます。

山崎町長の議事運営の干渉に注意

定額給付金

「バラマキ一瞬、増税一生」ではなく

5月13日給付開始 前倒しも検討か

「甲良ではどうなんか・・・？」との声も聞かれます。定額給付金支給に関わる補正予算案が19日可決されました。「県下では支給が遅い自治体の一つと報道されている。もっと早くできないのか」などの論議が交わされました。私は、一時的なバラマキではなく医療や福祉の充実のために予算は使うべきと批判し、党の国会議員は受け取らないが、「国民の受け取る権利を奪うものではない」などと討論し、賛成しました。議案添付資料より抜粋して紹介します。

- ・ 給付対象者は、基準日(平成21年2月1日)に 住民基本台帳に記載されている方。 外国人登録原票に登録されている方(不法滞在、短期滞在者のみ対象外)
- ・ 給付額は、1人1万2千円(ただし、今年2月1日において65歳以上の方、18歳以下の方は2万円)
- ・ 支給方法は、振込方法を採用。
- ・ 給付事務スケジュール： 4月9日に申請書の発送 18日(土)に各字公民館にて集中申請受付(11日に行う字もあり) 5月13日給付開始 19日第2回目振込・第3回目振込 自治会非加入者、転出者、申請事務困難者は別途対応する。

19日の議会で、集中受付は字の都合により4月11日または18日とすることが説明されました。正式に行政から連絡されます。

「尼子駅の土地問題は今後受け付けない」議長見解
本会議開会直後、山田議長は予定された議事に入る前、6日一般質問の議事中に起きた事態について「見解」を読み上げました。
まず、西澤が一般質問で取り上げた「尼子駅の土地問題」については当時の議会に設置された調査特別委員会で「疑惑なし」の結論がだされていることを尊重し、今後は議長として「この問題は受け付けない」考えを表明。
ついで、山崎町長が議会と議長に対し3点にわたって要請したことは、議会に対して促すことができるものの、議会と行政は独立している原則から受け入れられない、と注意を喚起しました。
そして西澤が9日に提出した「山崎町長の議事運営干渉の中止を求める要請書」の内容も紹介

しました。
町長の議事介入は許されない
「議長見解」に対し、西澤は「議事進行上の発言」を求め、山田議長は許可。西澤は議会と議員の關係では町長は議事運営に一切発言できないことを明確しておくべきこと、6日の事態の中心点は、それに尽きると強調。さらに「尼子駅の土地問題」について、「今後受け付けない」ことは容認できないこと、「疑惑なし」はあくまで議長の見解であって、駅前広場の一角には現に町長たる「山崎義勝」氏所有の土地が存在し、経過は不明朗なまま、公職にある方が説明責任を果たすことは当然の責務として残ることを指摘しました。
山崎町長は、開会あいさつの中で議長見解を「真摯に受け止める」と言わざるを得ませんでした。

3月議会は19日、本会議を開き、来年度一般会計予算などを原案通り可決し、終了しました。6日、私の「尼子駅前の土地問題」の質問に、山崎町長はまともに答えず、議会運営干渉の発言を行ったことで、議事は中断。議会の「自律権」を守る上でも議長への対応が注目されていました。私は9日「山崎町長の議事運営干渉の中止を求める要請書」(裏面の要旨)を提出し、議長と面談しました。3月議会の内容は順次お知らせします。

議会の独立・「自律」を守る転機に
6日の山崎町長の議事運営介入を放置しておけば議会ルールが行政の長から崩されることとなります。地方自治法では住民の代表としての議会に対し行政の長が行える権限は「議会招集」議案提出」などに決められており、議案に対する説明できることはあっても議会運営上の問題に干渉することはできません。
議員が懲罰の対象となるのはプライバシー侵害発言などに限定されています。
今回、不十分さや容認できない部分はあるものの、「議長見解」の形で、山崎町長の発言が、「議会の独立」を脅かす発言と指摘されたこと、「言論の府」としての見識の重要性を述べた部分は評価できると思います。

お元気ですか

のぶあきです

日本共産党

西澤申明町議会議員だより

2009年3月22日号

Tel・Fax: 38-4949

滋賀・甲良町在士 463

